

# 宮城県地方税滞納整理機構通信

# 納めLINE

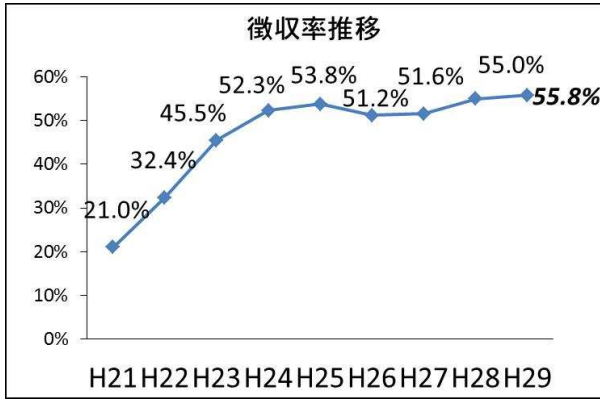
平成30年度  
第1号

納めてください(標準語)  
納めらいん(宮城の方言)  
納めLINE(通信紙名)

## 平成29年度機構活動結果

平成29年度の機構の活動結果をお知らせします。

- 引受件数・滞納額 8百6件 6億7千万円
  - 徴収金額 3億7千4百万円
  - 徴収率 55.8%
  - （H28実績55.0%）
  - 搜索実施件数 百41件
  - 差押件数 3百50件
- 引受件数のうち4百16件（2億4千9百万円）が完納となり、昨年



度より徴収率が0.8%上回りまし

た。このほか、納付誓約が百23件、納税相談を百30件行いました。

また、滞納者の実情を把握した上で滞納処分執行停止等の納税緩和措置を適用し、適正な滞納整理を実施しました。

そして徴収業務のほか、マスメディアを利用した広報活動、研修会の開催等による県税事務所や市町村への支援活動を行いました。

## 平成29年度活動結果

- 引受件数： 806件
- 引受金額： 670百万円
- 徴収金額： 374百万円
- 徴収率： 55.8%
- 搜索件数： 141件
- 差押件数： 350件

## 平成30年度

## 事務局長の挨拶

このたび、宮城県地方税滞納整理機構の事務局長に就任いたしました宮城県総務部地方税徴収対策室長の柴田でございます。

当機構は、国から地方への税源移譲により増加していた個人住民税の滞納額縮減と市町村職員の徴収技術の向上を目的として平成21年に設立され、今年度で10年目を迎えました。当初は3年間の時限設置の予定でしたが、各方面からの強い存続要望を受け、平成32年度まで継続設置される予定となっております。

機構では、参加市町村から徴収困難事案を引き受け、滞納者の生活状況等を把握した上で丁寧な納税相談を実施し、滞納処分の停止等の納税緩和措置を適切に適用する一方、担税力がありながら理由なく滞納している事案については、搜索を含む徹底した財産調査に基づき速やかに滞納処分を執行するなど、事案に応じた是々非々の対応を行っております。

こうした機構の取組姿勢が県民に浸透してきたこと、職員一人ひとりが強い使命感と責任感をもって業務に取り組んだこと、さらには参加市町村との連携も相まって、昨年度は引受額6億7千万円（引受件数8百6件）のうち、3億7千万円を徴

収し、過去最高となる55.8%の徴収率を達成することができました。

今年度は、滞納整理業務の効率性を高めるために、新たに登米市に機構の駐在を置き、県内を北部と中南部の2地区に分け、拠点毎に業務を推進していくこととしました。活動目標としては、市町村から約6百件の徴収困難事案を引き受け、徴収率40%以上を目指すとともに、市町村税務職員の人材育成に資する取組みを積極的に行い、市町村から機構に派遣された職員が得た徴収技術を派遣元に還元していくことにより、各市町村の徴収体制の強化も図っていければと考えております。

言うまでもなく納税は国民の義務であり、大多数の方がきちんと納税していただいている中で、理由なく滞納を続ける滞納者を放置することは、税の公平性の確保という観点から見過ごすことができません。特に東日本大震災からの復興に関わる施策を実施するために、全国の皆様に復興特別所得税の負担などの多大な御支援をいただいている本県としては、滞納額縮減のための自助努力を今後も継続していくことが私たちの責務であると考えています。県民の皆様には、当機構の活動への御理解と、貴重な自主財源である市町村税の納期内納付に御協力いただきますようお願い申し上げます。

# 平成30年度の体制

平成30年度機構参加自治体は、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に宮城県を含めた22団体です。

機構の事務局は県庁15階の宮城県総務部地方税徴収対策室及び宮城県登米合同庁舎2階（登米市駐在）にあり、県職員6名と参加市町村からの派遣職員12名の計18名が徴収専門職員として配置されています。



## 登米市駐在始動

機構は平成29年が設置期限となっていました。3年間の延長（平成30～32年）となり、平成21年4月の設立から9年が経過し、今年度は機構が発足して10年目の年になります。これに併せて、県北部地域の滞納整理の効率化を図るため、登米市の県登米合同庁舎に駐在が設置され、平成30年4月から分散型機構として始動しました。また、職員を常勤派遣できない市町村については、

出張型職員制度が設けられます。

機構では大口滞納を中心に参加市町村から滞納事案を引き受けて、滞納整理を行います。今年度も4月中旬から事案引受手続きを開始し、滞納整理に着手しました。

県と市町村との連携を一層強化し、徴収業務全体の向上に取り組み、滞納額の縮減を目指してまいります。



【写真】移管前の事案ヒヤリング

## 機構に期待すること

【美里町徴収対策課 課長 菅井清】  
きちんと税法を理解したうえで従事する

県内の滞納処分を行う現場で訓練（OJT）ができていいるのか？と

いう心配があります。税の賦課も同様ですし、全ての部署できちんと訓練が行われているのか？という危惧があり、残念ながらわが町の問題でもあります。徴収上使用する国税徴収法を掴むことは必須ですが、直接関係がないものでも、広く（浅く）根拠を理解した上でないと住民とトラブルとなります。滞納処分を執行する徴収の現場では、一分の隙もないよう最大限の注意を払わなければなりません。機構ができてから研修の機会が増えました。現場で機会がなければ県や機構が実施する研修に繰り返し参加すべきでしょう！

## 税法に基づく滞納処分の実践

税法を理解した職員は、その税法の規定に従い粛々と滞納処分を執行する。これが大前提です（しなればならないという規定）。そこには技術面（技量）と従事者の精神面（ハート・心）の二面の問題が生ずると考えます。

短く言えば、技術面は法令に書いてある通り行えばいいのです。わからなければ逐条解説等を確認する、あるいは機構の出張型を活用すれば実務の経験もできます。滞納処分を実践し、それを繰り返し慣れる（常にできる）ところまで行います。一方精神面については配慮が必要です。滞納処分を執行することへの不安（おっかねー！）は一番ですが、

その不安がどの立場から出ているのかにより対処が違ってきます。大前提の徴収法の理解がない状態で命じられ、一人でやらされるのか？積極的に滞納処分を実践したいと考えているのか？自ら考え問題をきちんと整理しているのか？職員の状況は個々に違うのできちんとケアする気配りが大切です。忘れていけないのは背景となる市町村の違いもありません。組織的な滞納整理ができていない市町村と、滞納処分を着実に執行できる（未収金を増やさない方策ができる）市町村とでは、業務方針（滞納処分計画）からして著しく差があります。できないければ、できるところで学ばずにはいけません。決して丸投げではありませんが、機構に派遣されたわが町職員が滞納処分業務への従事を通して成長することを願うものです。

## ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構  
（宮城県総務部地方税徴収対策室内）  
〒980-0857-0  
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
TEL 022-2211-6681  
FAX 022-2211-2289  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ohutai/>



滞納整理機構キャラクター  
おさむね君